

はしがき

近年、DX（Digital Transformation）という言葉が注目されています。主にデジタル化を通じて、人々の仕事・生活をより良いものに改革していくことを表す言葉です。

行政手続も例外ではありません。国税庁は、2019年6月に、『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～』を発表し、その後2021年6月に内容を『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2.0—』として改定しています。

その中で挙げられている取組のひとつが、「年末調整のデジタル化」です。

税務手続の中でも年末調整は、これまで紙を主に使ったアナログな方法で行われており、従業員と会社担当者にとって大きな負担でした。そこで、2020年10月に国税庁より無償の「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」がリリースされ、さらに事前の^{デジタル}電子化の承認申請が不要になるなど、年末調整の電子化をしやすい環境が整いつつあります。

本書は、企業の実務家である総務・経理部門担当者、実務家向けに年末調整の電子化の概要、手順をいち早く解説するものです。今後ますます行政の電子化が進む中で、これらの知識は必須となるでしょう。この本を読まれる方が、年末調整の電子化の一連の流れを理解し、業務に役立てていただけたら光栄です。

令和3年12月

著 者

もくじ

第1章 電子年調の概要

1. 電子年調とは	009
2. 年末調整の全体の流れ (Before/After)	010
① 従来 of 年末調整の流れ (Before) / 010	
② 電子年調の流れ (After) / 011	
3. 電子化にあたっての前提知識	012
① マイナポータル / 012	
② 電子署名・電子証明書 / 013	
③ 年調ソフト / 014	
④ 民間の給与計算システム / 014	
⑤ e-Tax と eLTAX / 015	
⑥ xml / 015	
4. 電子年調により省略される手順	016
① 控除証明書等の収集 (従業員) / 016	
② 紙の申告書の配付 (給与担当者) / 016	
③ 紙の申告書の記入 (従業員) / 016	
④ 紙の申告書の回収 (給与担当者) / 017	
⑤ 申告書のチェック (給与担当者・税理士) / 017	
⑥ 源泉徴収票・給与支払報告書の印刷・配付・郵送 (給与担当者・税理士) / 017	
5. 電子年調を行うメリット	018
① 年末調整情報の入力 of 自動化 / 018	

- ② 検算の自動化 / 018
- ③ ワークフローの自動化 / 019
- ④ オフィスの省スペース化 / 019

6. データ化できる様式 019

- ① 控除証明書等 / 019
- ② 控除申告書 / 020

7. 控除証明書等・控除申告書の提出をデータで受けるための要件 022

- ① 控除証明書等 / 022
- ② 控除申告書 / 023

8. 令和3年度・4年度の税制改正による変更点 025

第2章 電子年調の導入手順

1. 導入スケジュールの確認 026

2. 会社側の手順 027

- ① マイナンバーカードの取得依頼 / 027
- ② 実施方法の検討 / 027
- ③ セキュリティに関する環境整備 / 034
- ④ 団体扱保険データの準備（該当する会社のみ） / 035

3. 従業員側の手順 036

- ① マイナンバーカードの取得 / 036
- ② 年調ソフトのインストール / 036
- ③ 控除証明書等データ取得の準備 / 037

1. 概 要	044
2. 全体の流れ	044
3. 導入準備（会社側）	046
① ID を従業員に配付 / 046	
② マニュアルを作成・配付 / 046	
③ 会社情報の xml データの配付 / 046	
4. 操作手順（従業員側）	049
① 年調ソフトのインストール / 049	
② 作成する控除申告書の選択 / 051	
③ 基本情報の入力 / 056	
④ 扶養控除等申告書（今年分）の作成 / 066	
⑤ 扶養控除等申告書（翌年分）の作成 / 068	
⑥ 所得金額調整控除申告書の作成 / 069	
⑦ 基礎控除申告書の作成 / 070	
⑧ 配偶者控除等の情報入力 / 071	
⑨ 生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛 金控除申告書の作成 / 072	
⑩ 住宅借入金等特別控除申告書の作成 / 072	
⑪ 申告する内容の確認 / 074	
⑫ 申告書の出力・提出 / 075	

1. free 人事労務の概要	085
2. free 人事労務による年末調整の流れ	085
3. free 人事労務の年末調整の手順	086
① 年末調整の設定（給与担当者）／086	
② 従業員への入力依頼（給与担当者）／088	
③ 本人情報の確認（従業員）／091	
④ 家族情報の確認（従業員）／093	
⑤ 保険料の確認（従業員）／095	
⑥ 住宅ローンの確認（従業員）／097	
⑦ 入力内容の確認・各種申告書の出力（従業員）／099	
⑧ 申告内容の確認・確定（給与担当者・税理士）／100	
⑨ 年税額の確定（給与担当者）／100	
⑩ 源泉徴収票の公開（給与担当者）／101	
⑪ 給与支払報告書・源泉徴収票データの電子申告（給与担当者）／101	

1. 年調ソフトと民間ソフトの差異	105
① 料 金／105	
② インストール型／クラウド型／105	
③ 機 能／105	
④ ペーパーレスにできる書類／106	
⑤ 操 作 性／106	

2. システムの選定方法

107

- ① どこまで電子化をするか / 107
- ② 予算がいくらか / 108
- ③ 従業員の IT リテラシーはどの程度か / 108

第6章

「年末調整手続の電子化及び年調ソフト等に関する FAQ」(抜粋・解説)

1. <u>年末調整は必ず電子化しなければならないのか</u>	109
2. <u>住宅ローン控除証明書および年末残高等証明書の電子提出</u>	110
3. <u>電子提出できる控除証明書等</u>	110
4. <u>改ざん不可能なデータ</u>	111
5. <u>年調ソフトの給与計算機能の有無</u>	112
6. <u>データで提供を受ける場合の従業員の事前承諾</u>	113
7. <u>申告書への押印に代わる手続</u>	113
8. <u>Excel、スキャンデータによる提供の可否</u>	114
9. <u>データにより提供を受けた書類の保存期限</u>	115
10. <u>年調ソフトから印刷した年末調整申告書</u>	116
11. <u>PC を持っていない従業員の電子年調</u>	116
12. <u>控除証明書等のデータ交付に対応している保険会社等</u>	117
13. <u>住宅ローン控除証明書をデータで取得する手続</u>	118
14. <u>保険会社等から控除証明書等のデータのみ提供があった場合</u>	119

<u>15. 「支払予定額のお知らせ」の電子化</u>	120
<u>16. 控除額について、按分計算が必要な場合</u>	121
<u>17. マイナポータル連携によりデータを取得するメリット</u>	122
<u>18. 配偶者名義の控除証明書等データの取得</u>	123
<u>19. 年調ソフトのインストールの際の管理者権限</u>	124
<u>20. 一台のPCで年調ソフトを共有する場合</u>	125
<u>21. 年調ソフトをインストールしていたスマートフォンの機種変更をした場合</u>	126
<u>22. 給与ソフトを利用している場合の年調ソフトを使った申告書の電子化</u>	126
<u>23. 年末調整申告書データを書面で出力して提出を受ける場合のメリット</u>	127
<u>24. 年調ソフトのアップデート</u>	128
<u>25. 前年分のデータの引き継ぎ</u>	128
<u>26. 年末調整申告書の提出後に誤りに気づいた場合</u>	129
<u>27. 年調ソフトの操作の問い合わせ先</u>	130

- ・本書に記載の製品名は、各社の登録商標です。本文中では™や®等を省略しています。
- ・本書に記載の内容は、2021年12月時点のものです。

第1章 電子年調の概要

1. 電子年調とは

いわゆる「電子年調」とは、年末調整の手続を紙ではなくデータ中心で行うことを指します。具体的には、控除証明書、控除申告書といった紙をなくし、これらをデータで処理する方法です（＝年末調整の^{デジタル}電子化）。

このような税務行政のアナログからデジタルへの移行について、国税庁は近年力を入れています。たとえば令和元年6月21日、国税庁は『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～』というパンフレットを公表しています。このパンフレットでは、今後10年の間にICT（情報技術。Information and Communication Technology の略）を活用した納税者の利便性の向上、課税・徴収の効率化・高度化を達成するための具体的な計画が紹介されています。

納税者の利便性の向上の計画のひとつとして紹介されたのが、本書のテーマである「年末調整の電子化」でした。これまで従業員が書面で送付された控除証明書等から手作業で控除申告書を作成し、それを勤務先が検算して書類を保管するというアナログな方法から、従業員が「年調ソフト」（国税庁が無償で提供するソフト）を活用して控除証明書データから半自動的に控除申告書を作成し、それを勤務先が検算をほぼすることなくデータで保管できる方法へと移行する計画が示されたのです。

この計画を受けて、デジタル化への改正が行われています。

平成30年度の税制改正により、令和2年10月以降すべての控除申告書をデータで提供できるようになった他、保険料控除証明書や住宅ローン控除の残高証明

書など、証明書についてもデータで提供することが可能となりました。

令和2年分の年末調整からは、国税庁が無償で提供する「年調ソフト」を利用することが可能となりました。これによって、これまで保険会社や銀行などから直接取得するしか方法がなかった控除証明書等を、マイナポータルを通じて取得し、控除申告書を自動的に作成できるようになりました。

また、令和3年度の税制改正においては、控除申告書への押印義務廃止、控除申告書をデータで提供する場合の税務署長の承認廃止の措置が取られています。

さらに、令和4年度の税制改正では、住宅ローン控除を受ける際の年末残高証明書の添付が不要になり、社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除につき控除証明データの提出が認められることになりました。

このように、年末調整の電子化は年々しやすくなってきています。ただし、令和4年度の現時点（※本稿は令和3年12月に執筆）では、年調ソフトを使って年末調整の電子化を簡単にできるかという点、そうでもありません。実際、著者も令和2年分の年末調整より年調ソフトにより行っており、さまざまな課題があることがわかっています。また、年調ソフト以外にも、民間のクラウド型ソフトを使って年末調整を電子化する方法もあります。本書ではこのような年調ソフトの課題やクラウド型年末調整のメリットにも触れ、今後の年末調整の電子化に向けての行動のヒントをお伝えできればと考えます。

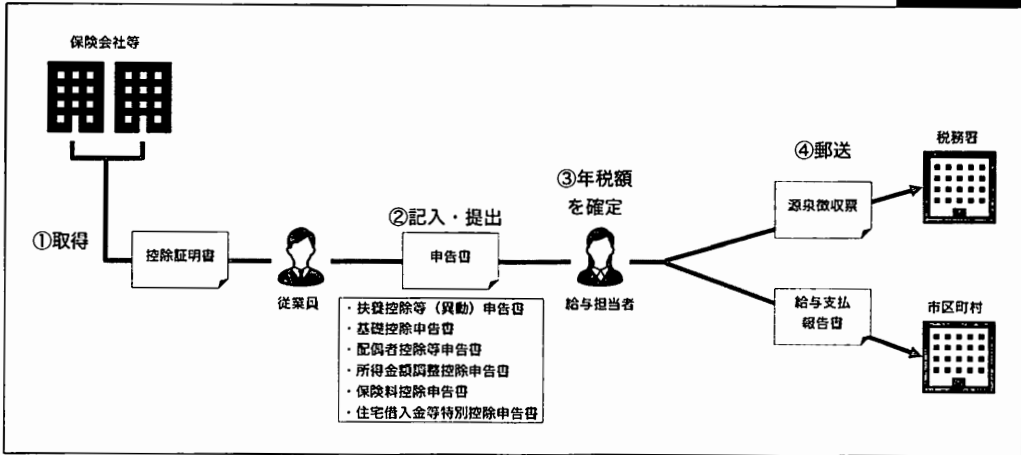
2. 年末調整の全体の流れ (Before/After)

① 従来の年末調整の流れ (Before)

紙を中心に行われる従来の年末調整の流れを表すと、下記のとおりです。

●従来の年末調整の流れ

Before



紙を中心に手続が行われるため、紙の記入・収集に時間がかかります。

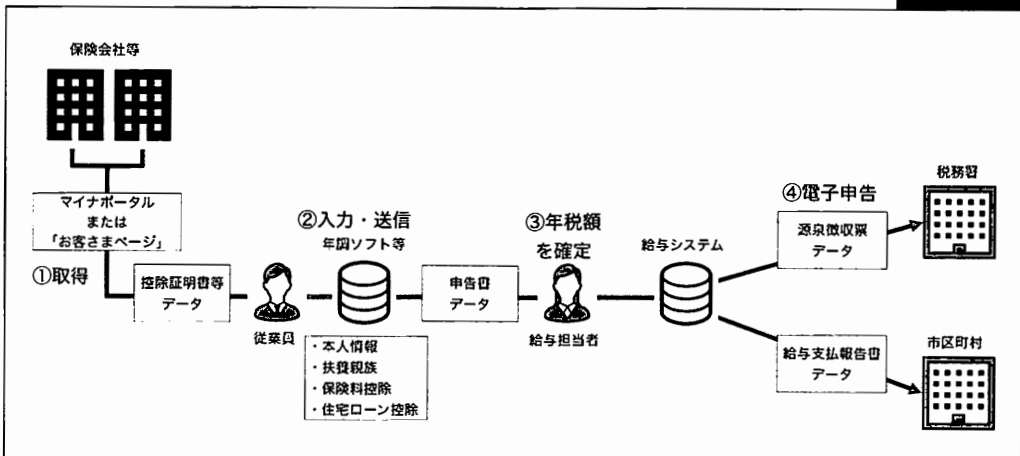
また、従業員が自分で申告書に記入することになるため、検算を行う給与担当者の負担も大きいです。源泉徴収票・給与支払報告書の提出時期になると提出先の確認・封筒詰め・郵送など多くの事務コストが発生します。紙も会社で保管する必要があり、保管スペースの確保も必要です。

② 電子年調の流れ (After)

電子年調の流れは以下のとおりです。

●電子年調の流れ

After



データを中心に手続が行われるため、ワークフローがスムーズになります。

また、従業員は控除証明書等データを活用し、質問に答えていく形で申告書を作成することになるため、負担を減らすことができます。給与担当者にとっても、控除証明書等データやシステムを活用することによって検算の負担を減らすことができます。

源泉徴収票・給与支払報告書についてもシステムから電子申告を行うことによって事務コストを大きくカットすることができます。

さらに、要件を満たした控除証明書等・控除申告書はデータのまま保存することができるため、保管スペースが不要です。

●まとめ「従来の年末調整と電子年調の比較」

	従来の年末調整	電子年調
申告書等の配付・収集	必要	不要
従業員の申告書作成の負担	大	小
給与担当者の検算の負担	大	小
申告書等の保管スペース	必要	不要

3. 電子化にあたっての前提知識

電子年調を導入するにあたっては、まず次の①～⑥の前提知識を押さなければなりません。①マイナポータル、②電子署名・電子証明書、③年調ソフト、④民間の給与計算システム、⑤e-Tax と eLTAX、⑥ xml データです。

① マイナポータル

控除証明書等をデータ化させるための仕組みのひとつが、「マイナポータル」です。

マイナポータルとは、政府が運営する個人情報管理のオンラインサービスです。マイナンバーカードを持っていれば、マイナポータルで行政手続の検索・電子申請・自分の所得や税金情報の確認・行政機関からのお知らせの受領などを行

うことができます。



(マイナポータルより一部修正)

電子年調では「もっとつながる」という外部サイトとの連携機能を使います。この機能によって、保険会社や e-Tax と連携して保険料控除証明書や住宅ローン控除証明書などのデータを年調ソフトに取り込むことが可能となります。

② 電子署名・電子証明書

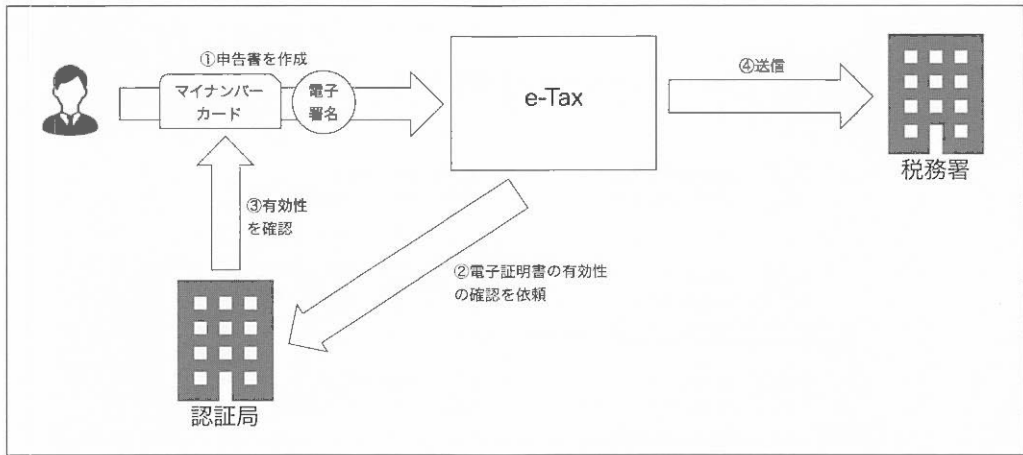
電子年調に欠かせない仕組みが「電子署名・電子証明書」です。

電子署名とは、紙の書類の押印に相当するものです。電子署名が行われることによってそのデータを作成した人を特定でき、改ざんされていないことの証明ができます。

電子証明書とは、認証局などの第三者が、電子署名をした人が本人であることを証明するものです。こちらは紙の書類の印鑑証明書に相当します。マイナンバーカードでは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が認証局としての役割を果たしています。

例えば e-Tax で確定申告書を提出する場合には、マイナンバーカードを使って電子署名の上提出する必要があります。認証局は、マイナンバーカードに記録されている電子証明書の有効性を確認して、有効性が確認されたら送信が行われる仕組みです。

● 電子署名・電子証明書の仕組み



電子年調においては、電子署名・電子証明書によってマイナポータルや保険会社の「お客さまページ」（名称は保険会社によって異なる）から控除証明書等データを取り込んだり、控除申告書の作成者を電子署名によって特定させることが可能となります。

③ 年調ソフト

前述のとおり「年調ソフト」は、国税庁が無償で提供する年末調整申告書の作成ソフトです。インストール型のソフトであるため、利用するにはPCやスマートフォンにインストールが必要です。また、アップデートがあった際には再インストールも必要です。インストールは、国税庁のホームページやアプリストアから行うことができます。

年調ソフトには、マイナポータルとの連携、保険会社等が発行する控除証明書等データのインポート機能がついています。ただし年調ソフトはあくまで年末調整申告書を作成するためのソフトであり、年税額を計算して源泉徴収票・給与支払報告書の電子申告を行う機能はありません。これらの機能を利用するためには、次に説明する民間の給与計算システムが必要になります。

④ 民間の給与計算システム

民間の給与計算システムには、さまざまなものがあり、いくつかに分類できます。ひとつは、インストール型とクラウド型による分類です。インストール型はい

いわゆる買い切りのもので、インストールした後は保守やアップデート以外はコストが発生しません。一方クラウド型は、月額課金制のものがほとんどです。インターネット上で動くため、アップデートは自動的に行ってくれます。

もうひとつは、機能による分類です。給与計算に機能が絞られているものもあれば、勤怠管理・社会保険手続・年末調整など多くの機能がパッケージになっているものもあります。また、給与計算システムは会計システムと連動していることが多いことも特徴です。最近では、API (Application Programming Interface) によって、異なるシステム間であっても連動やインポートが可能なものもあります。

⑤ e-Tax と eLTAX

e-Tax は国税の電子申請・電子申告を行うためのシステムです。利用を開始するためには、利用者識別番号の取得が必要です。電子年調では、税務署に源泉徴収票を送信するときに利用します。

一方、eLTAX は地方税の電子申請・電子申告を行うためのシステムです。利用を開始するためには、利用者 ID の取得が必要です。電子年調では、市区町村に給与支払報告書を送信するときに利用します。

④で説明した民間の給与計算システムの中には e-Tax、eLTAX に対応したデータを生成できるものもあります。また、給与計算システムから API を通じて直接 e-Tax、eLTAX に接続できるものもあります。

年調の電子化を最大限考えるのであれば、e-Tax、eLTAX に直接接続できる機能のあるシステムを選んだほうが良いでしょう。

⑥ xml

本書では、「xml」というファイル形式が何回か登場します。

xml とは「Extensible Markup Language」の略で、主に異なるソフトウェア間でデータを交換するための形式です。例えば、保険会社のホームページから取得する控除証明書データは xml 形式となっており、年調ソフトに取り込むことができます。

電子年調のように、異なるシステム間におけるデータのやりとりをするために欠かせないファイル形式といえます。

●まとめ「電子年調のための前提知識」

- マイナポータルを通じて控除証明書等のデータを取得するには、マイナポータル開設とマイナンバーカードによる電子署名・電子証明書が必要。
- 国税庁「年調ソフト」は、控除申告書の作成はできるが、年税額の計算、源泉徴収票・給与支払報告書の電子申告はできない。
- 民間の給与計算システムを使用する場合は、e-Tax と eLTAX に直接接続できるものがおすすめ。
- xml という異なるソフトウェア間でデータを交換するためのファイル形式で行う。

4. 電子年調により省略される手順

紙中心の年末調整から電子年調に移行することによって省略またはスリム化される手順は、以下のとおりです。

① 控除証明書等の収集（従業員）

マイナポータル連携または保険会社のホームページから控除証明書等データを取得することで、これまで従業員の自宅に送られていた控除証明書等（ハガキなど）を、収集する必要がなくなります。

データで収集すれば、紙のように紛失する恐れもありません。

② 紙の申告書の配付（給与担当者）

紙の申告書様式を配付することが不要となります。

電子年調では従業員は、システム（年調ソフト・民間の給与計算システム）を利用して控除申告書を作成することになるからです。

③ 紙の申告書の記入（従業員）

紙の申告書様式への記入が不要となります。

電子年調では従業員は、保険会社やマイナポータルから取得したデータを利用

著 者

戸村 涼子 (とむらりょうこ)

税理士。戸村涼子税理士事務所代表。フリービズコンサルティング合同会社代表社員。

生まれは東京・四ツ谷。大学卒業後、外資系企業、上場企業、税理士法人を経て2016年4月に横浜で独立開業を果たす。主に中小企業社長、フリーランス向けにクラウド会計ソフト導入・運用支援、税務サポートを行っている。得意分野は、ネットビジネス、暗号資産、非居住者の税務。その他、RPA (Robotic Process Automation)、ペーパーレスなどの経理業務効率化に力を入れている。HP・ブログ等にて積極的な発信を行っている。

「令和4年から始める年末調整電子化ガイド」(月刊ビジネスガイド2021年11月号)、「年末調整の電子化を進める手順とことしの改正ポイント」(月刊企業実務2021年10月号)ほか雑誌寄稿多数。

『十人十色の「ひとり税理士」という生き方』(大蔵財務協会、2018、共著)、『会計と決算書がパズルを解くようにわかる本』(日本実業出版社、2018)、『ネットビジネスの仕組みと税務』(第一法規、2019)、『所得税申告に係る資料の収集と分析』(税務経理協会、2020)、『デジタル資産と電子取引の税務』(日本法令、2021)ほか著書多数。